

2020年5月18日

厚生労働大臣
加藤勝信 殿

全国交通運輸労働組合総連合
中央執行委員長 園田 龍一

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止措置により休業等を要請された業種や施設がある一方、交通運輸業については「社会生活を維持するための必要な業種」と位置付けられており、適切な感染予防策を取りながら日常生活に必要な人流・物流を滞らせることのないよう、感染のリスクと闘いながら使命感を持って日夜業務に当たっています。

つきましては、現場で働く労働者の感染を防止するとともに、運行の安全・安心の確保、さらには雇用維持と事業の存続に向けた観点から下記の通り要請します。

記

1. 雇用調整助成金制度の拡充について

6月30日までの間を緊急対応として雇用調整助成金の特例措置が実施されている。これまで助成率の引き上げなど制度の拡充が図られてきたものの、現状の制度では企業の負担が残り十分に活用されていない実態もあることから、助成率については完全に100%とするとともに日額上限を撤廃し、実際に支払った手当額に基づき全額助成をされたい。

また、教育訓練加算額について、2008年創設の「中小企業緊急雇用安定助成金」と同等の6,000円に引き上げるとともに、申請手続きのさらなる簡素化及び助成金交付の早期化を図られたい。

あわせて、東日本大震災時に実施された「雇用保険失業給付の特例措置（みなし失業給付）」等についても早急に実施を検討されたい。

2. 社会保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症対策の影響により大きく賃金が減った場合であっても、現状ではただちに社会保険料の負担額が軽減される仕組みはない。納付期限の猶予措置はすでに実施されているものの、残念ながらそれが根本的な生活支援

にはつながっていない現状がある。

一方で、国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする保険料免除措置がある。また、国民健康保険についても3割以上の収入減少等に対して減免措置を実施していることを踏まえ、社会保険料についても賃金の減少に応じて即時に標準報酬月額改定が出来る制度の導入や保険料の減免措置を早急に講じられたい。

以上